

平成22年度 第2回流山市福祉施策審議会 議事要旨

日時 平成22年7月27日(火) 午後2時00分～午後3時00分

場所 流山市ケアセンター 4階 研修室I

次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - (1) 公立保育所の方向性について
 - (2) その他
- 4 閉会

出席委員及び職員

会 長・・・米山 孝平

委 員・・・笠井 和代 漆原 雄一 松本 裕美 鈴木 孝夫
篠田 光代 小金丸 孝裕 大野トシ子 恵 小百合
坂口 洋 鈴木 五郎 白野 幸子

事務局・・・子ども家庭部長 加藤 正夫 子ども家庭課長 矢野 和彦
保育課長 宮島 芳行 保育課長補佐 成島 正孝
保育課管理係長伊藤 静章

社会福祉課健康福祉政策室長 友野 哲雄

社会福祉課健康福祉政策室主査 市川 充宏

傍聴者・・・2人

(1) 公立保育所の方向性について

(事務局から説明)

委員： 事前の質疑応答で提案した親の所得について言いたかったのは、私たちの世代は収入の格差がどんどん広がっている世代です。民間と公立の保育園の保育料は一緒だと思うのですが、そのほか保育にかかる保育園に支払う料金は民間でいくら、公立でいくらなのか、教えていただきたい。

事務局： 公立と私立の現状の違いを簡単にいいますと、私立の場合はすべてとはいませんが園服というものを導入しているところが増えています。また延長保育料で7時までは1時間あたり100円で、民間で使用していただく18時までは通常の保育料、それからは時間外保育料となります。そのほかに園服については、園によって格差があります。いまの段階で知り得ているのが概ね1万円から2万円の間となっています。延長保育では、例えば7時以降になった場合、これは良識の範囲内で各園単位で設定しています。例えば、その中で夜間遅くなった園児に夕食、通常の給食形態で給食を提供している場合には別の料金が発生します。これも園によって格差があります。別の料金体系とは、このようなものです。そして先ほど保育サービスという区分をしました。この中には一時保育や休日保育、子育て支援センターなどがあります。考え方として入園している園児がそのまま利用されるものと、そうでなくて入園していなくても利用できるものがあります。例えば冠婚葬祭などで出かけるために、どうしても保育所などに預けたりするのが一時保育です。休日保育というのは、例えば土日に働かなくてはならない方が利用できます。流山市が設定している保育料とは全く別の角度でそれぞれの施設によって体系化されています。このことについては、各園にそれぞれお問い合わせくださいという案内をしています。概ねこのような区分で各園の保育サービスが提供されています。

委員： 公立はそうではないのですが、私立の場合は、英語教育、体操など特別授業、そういうものに別途料金がかかる。そういうところが増えてきています。流山市内にも増えてきています。格差が広がっている中で、これは必要経費というよりは法人による考え方によるのですが、子どもの保育にお金をそこまで回せない親たちがいる中で、2園を減らしていったいいものかと考えます。そのようなところにお金を回せない方が、特別料金がかかってしまう保育園に入った場合、親御さん、子どもはどの様な感情を抱くか、どうしてもこの議論の中でしなくてはいけないのではないかと思います。お金のことでなくて子ども本人の保育のことを議論しなくてはならないと思います。

委員： 基本的に2園を民間に移行することに賛成です。今日の質疑応答の資料を見ると保育サービスと財政負担で、どちらでみても私立、社会福祉法人の運営の方が箱ものの施設費がかからない。保育サービスも、わたしは公立の方がしっかりやっているのかと思ったら全廃で、私立の方が一面優れています。

これではどうしようもないなと思うのです。長期的に公立は全廃なのかと思うのですが、理想論かもしれないが公立には私立にはできない養護保育とかのサービスがあります。そういうのは公立には一切期待しないで、全廃して行くのだというふうに私にはこれをみて読み取れるのです。公立とはそういうものなのかとそう思うのです。割り切っているのか疑問として残ります。事実として保育サービスは社会福祉法人が優れているようですが、話が出ているように社会福祉法人はどうしても経営を中心に考えたり、コストを抑えたり、職員の勤続年数が短ったり、今質問が出ていたように保護者に負担が求められていたり、そういうことが心配されるのです。要するに公立というのはすっかりあきらめているのですか。私は前回話したように公立の施設長や職員の人事異動が行われる程度の規模、公立を3施設以上残しておいて民間と切磋琢磨して競争できるようなことを考えておくべくではないかと机上論で思っています。

事務局： 私立の場合、別の料金体系を持って徴収し、保護者から負担をいただいているところもあります。これに対して千葉県、私ともからは指導を行うような現状になっていません。これを放置していることではなくて、保育の平等を担保しながら取り組んでもらいたいと機会があるたびに申し上げているところです。競争原理は原則です。公設の保育所の責任者は部長と私と認識しているところです。従いまして今後の公立のあり方、今回、前回お話したように流山市の場合は指定管理者の導入でそういうスタンスは取っていません。今回の耐震改修で側面からこの2園を民営に移行したいとこのような考え方を申し上げているところです。その中で将来的に向けた保育内容は、当然競争原理はないものの、責任者としては保育士全職員に全幅の信頼を寄せており、保育内容が私立のそれ以上のものを提供できるということは将来的にも自負しています。ただし、保育サービスのうち一時保育は、提供するための部屋の面積要件が必要であり、面積要件を満たせばならないという制約があります。私立は、設置の段階から専門の部屋を設け、サービスを拡張できるという背景があります。今の待機児童の問題が解消されると保育自体に余裕ができて、そのような段階では、職員とともに一時保育などの導入を考えるという選択肢も将来に向けてはあると思います。現状においては保育所の運営について一丸となって、民間にまけないようなサービスを提供できると確信しています。

委員： 私も流山市に40年前から住んでいますが、途中東京の江戸川区に出たときがあります。江戸川区の公立幼稚園と流山市の公立幼稚園で3人の子どもを育てた経験から、この数字に表れない公立の保育園や幼稚園のサービスが保護者会の指導も含めて厳しかったけれども、あとから考えると優れたものを持っていたなと感想を持っています。お金のこと等、一時保育とか病後児保育とかいろいろなものの比較で公立は全然太刀打ちできなくて、みんな民

間になっていくのかなとちょっと寂しい気がします。公立の良さをしっかり活かすような取り組み、その良さを活かせるような規模を残しておいて欲しいと思うのです。

事務局： 委員が話されたようになかなか数字に出てこない。例えば養護保育、障害をお持ちのお子さんの保育は、もちろん私立でもやっていただいているわけです。資料の不足等がありますが、公立でも将来的に御期待に添えるよう努めていきたいと考えます。ただし、現時点では利用する方も多様化しており、私立の特殊性から、ぜひあそこに行きたいという希望もあるのです。ですから英語教育や体育の指導等その辺の良さも活かしていければと考えます。

委員： みなさんの意見をお聞きするとともにだとも思います。親の負担が保育料以外にかかる話がありましたが、私の園は古いせいかそういう特別保育授業は、部屋の数もありませんので、現実にはできない状態にあるのです。しかし、新しい保育所はそういうことを考えて建設していくと思いますので事業も予定しています。制服なども保育園それぞれに独自のものを打ち出すために制服があったりして、運動や英語などの特色をだすために何かしらしますが、それぞれにやり方はあると思います。私立には私立なりの自分のところの運営があるものと思っています。わたしのところは体育指導だけ専門の先生を入れていますが、それは保育料の中でやっており、保育料以外でやっているところもあり、それぞれです。私立ではできない公立でしかできないようなものも保育内容を公立保育園で残して欲しいと思います。

委員： 子どもたちのためにがんばっているのがわかります。ここに公立の園長や施設長がないのが大変残念です。公立の良さとか行政への意見とか、また廃園したらよいとか存続の意見もあると思います。私は、やはり残して欲しいと思います。上の子が関わって7年になりますが、やはり保育園の考え方や親の考え方、一人ひとり真剣になって自分の目で見て、何園も回って決めていきます。その中で民営の保育所を真剣になって選んでいきます。その中には近所のつながりの中で噂や評判も聞けます。40年近くやっていますから、親の世代からお世話になっている方もいらっしゃると思います。そういう中で本当にいいものというのは議論できない。名都借保育所、長崎保育所を本当に実際に目で見た方から何人いるでしょうか。本当に見ないまま、このまま減らしていいのか言わないまでも、しかたがないというのであれば現場を見る必要があるのではないかと思います。本当に忙しい中、時間を割いて、大変な思いをしてこの場にいる方がおられると思うのです。やはりこの目でみて、本当に子どもの目を見て、保育所の考え方を聞いて判断して行かないと、いわゆる福祉施設はどこも一緒だと思うのですが、やはりそういうことを行った方がよいのではないかとわたしは思います。

議長： いま委員からお話があったように私たちはなかなか施設と接点がありませ

ん。また現場を見る機会がありません。なかなか難しい面があろうかと思いますが行政のほうで取りまわしていただけないでしょうか。そういう機会があれば意味があるかと思います。

委員： 公立保育所でないとできないサービスがあると思いますが、今回の審議会では無理かと思いますが、そういうものを把握したうえで、公立保育所のサービスとか公立保育所はこういうものであると別の機会や今年度でなくても検討しておくことが必要であると考えます。

議長： その辺事務局はどうですか。今後の進め方についてはどうですか。

事務局： 答申の形態、スタイル、答申の内容についてご意見があったようですが事務局主導ということではなくて、基本的には正副会長にした原案を皆さんで検討していただくというスタイルでございます。この間も説明申し上げましたが、質問に対する考え方、それから付帯意見というものが一般的だと思います。内容については私どもで申し上げられませんので、その辺については、皆さま方で議論していただいて、先に進んでいただければと思います。

議長： 意見交換はこの程度としたいと思います。次回の審議会は8月20日金曜日午後2時から市役所第1庁舎4階委員会室で開催します。次回の審議会において答申案を議題とします。答申案については、事前に正副会長において作成し事前に各委員へ送付したうえで審議したいと思います。答申案作成については会長、副会長に一任いただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。それではそのようにさせていただきます。

事務局： 先ほどの委員の御提案ですが、保育所の視察については委員各位の都合もあることから日程的なものを申し上げられませんので申し訳ありませんが、次回の審議が8月20日となっていますので、それ以前に、設定したいと思います。出席者は限定されてしまうかもしれませんが、現場の調整や日程の調整等がありますことから別途連絡をさせていただくということで御了解ください。もう1点は、質疑応答についてです。今回、事前に御意見をいただきましてありがとうございました。このペーパーを持ちまして質疑応答が円滑に進められたと思います。しかしながら、今日お帰りになったら、こういうこともあるのではないかと、疑問があったり、質問がありましたら、時間がなくて恐縮ですが、8月3日、1週間ですが、前回と同様に御質問がある方は、事務局の方まで意見を寄せていただきたいと思います。また事務局で今回のようなA3版のような形で質疑応答としてまとめさせていただきます。事前に皆様方のお手元に配布できるかどうか約束が難しいのですが、少なくとも会長、副会長が答申案を策定する材料として、その意見が反映できるような方向にしたいと思います。皆さまの御協力をお願いできればと思います。

(2) その他

議長： その他でございますが、次回の審議会は8月20日金曜日午後2時から市

役所第1庁舎4階委員会室で開催します。次回の審議会では、答申案を議題とします。答申案につきましては、会長・副会長が作成し、事前に各委員の送付したうえで審議を行いたいと思います。答申案の作成については会長・副会長に一任いただきます。本日の議事については以上といたします。御協力ありがとうございました。